

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十号

あん摩師 はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行細則
を次のように定める。

昭和二十六年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行細則

師法施行細則

第一條 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法

(昭和二十二年法律第二百十七号、以下「法」という。)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規

則(昭和二十三年厚生省令第四十四号、以下「規則」

という。)(及びこの細則により知事に提出する書類は、

住所地又は施術所々在地を管轄する保健所長を経由し

昭和二十六年七月三日 火曜日
第二千二百二十三号

本書ノ大きサハ國定規格A五判

なければならぬ。

第二條 法第一條の規定による免許を受けようとするものは、規則第一條に規定する事項の外、次に掲げる書類に手数料を添えて、申請しなければならない。

一 履歴書

二 視力傷害者は視力を証明する医師の診断書

三 寫眞(申請前六ヶ月以内に撮影した名刺型脱帽上半身無台紙とし、その裏面に住所、氏名、生年月日を記載したもので一種別毎に二葉。)

2 前項第二号の書類は、柔道整復師には適用しない。

3 第一項の申請は第一号様式によらなければならない。

第三條 規則第二條の規定による免許証は第二号様式による。
第四條 法第一條の規定によつて免許を受けたものは、

第三号様式による標札を門戸に掲げなければならない。
 第五條 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師（以下「施術者」という。）が、その本籍又は氏名を変更したときは、規則第三條に規定する事項の外、寫眞（一種別毎に一葉。）に手数料を添えて届け出なければならない。

2 前項の届け出は第四号様式によらなければならない。
 第六條 施術者が免許証をき損し、又は失つたときは、規則第四條に規定する事項の外、次に掲げる書類に手数料を添えて、申請しなければならない。

- 一 試験合格証書の寫
- 二 戸籍抄本
- 三 寫眞（一種別毎に一葉）
- 四 き損のときはき損免許証

2 前項の申請は第五号様式によらなければならない。
 第七條 規則第五條第一項の規定によつて免許の取消を受けようとするものは、第六号様式により、届け出なければならない。

2 規則第五條第二項の規定による届出義務者は、第七号様式により、届け出なければならない。
 第八條 施術者がその住所を変更したときは、第八号様式により届け出なければならない。但し施術者が他の都道府県から住所を変更したものであるときは、更に次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 試験合格証書の寫
- 二 免許証の寫
- 三 寫眞（一種別毎に一葉）

2 施術者が省令の施行地外に住所を移そうとするときは、第九号様式により、届け出なければならない。
 第九條 施術者がその業務を行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 免許証を携帯すること。
- 二 清潔な施術衣を着ること。
- 三 施術に用いる器具、布片等は一客毎に消毒したものをを用いること。
- 四 手指の消毒を完全に行うこと。

第十條 法第六條の規定による消毒は、次に掲げる薬品を用いなければならない。

- 一 酒精（百分中五十分乃至七十分の酒精を含むもの）
- 二 クレゾール水（クレゾール石鹼液三分、水九十七分のもの）
- 三 石炭酸水（石炭酸三分、水九十七分のもの）

第十一條 法第十條第二項の規定による証票は、第十号様式による。

第十二條 法第二條の規定による試験を受けようとするものは、規則第十三條に規定する事項の外、戸籍抄本に手数料を添えて、願ひ出なければならない。

第十三條 規則第十九條の規定による免除を受けようとするものは、第十一号様式により願ひ出なければならない。

第十四條 規則第二十條の規定による免除を受けようとするものは、合格証書の寫を添えて第十二号様式により願ひ出なければならない。

第十五條 規則第二十一條の規定による合格証書は第十

三号様式による。

第十六條 規則第二十二條の規定により合格証明書の交付を受けようとするものは、第十四号様式により願ひ出なければならない。

第十七條 施術所を開設したものは、規則第二十四條に規定する事項の外、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 開設者の本籍及び生年月日
- 二 業務に従事する施術者の免許種別
- 三 敷地の面積及び平面図
- 四 敷地周囲の見取図
- 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途及び面積を記し、施術室の寝台、椅子、卓子及び消毒器具等の位置を明示すること）
- 六 施術室の採光並びに換気面積及び採光並びに換気装置の概要
- 七 消毒設備の概要

2 医療類似行為者が施術所を開設したときは、規則第

01093

二十四條及び前項に掲げる事項の外、更に次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

- 一 医業類似行為の名称及び種別
- 二 施術方法の概要
- 三 適応症及び禁忌症
- 四 法第十九條第一項の規定による届け出済であることを証する書類

3 第一項及び前項の届け出は、第十五号様式によらなければならぬ。

第十八條 施術所の開設者は、規則第二十四條第一項（開設の年月日及び開設の場所を除く）及び前條第一項に掲げる事項に変更があつたときは、第十六号様式により届け出なければならぬ。

第十九條 規則第二十四條第三項の規定による届け出は、第十七号様式によらなければならぬ。

第二十條 規則第二十四條の第二項の規定による届け出は、第十八号様式によらなければならぬ。但し医業類似行為者が業務を開始したときは、更に第十七條

第二項に規定する事項を届け出なければならぬ。

第二十一條 規則第二十四條の第二項の規定による届け出は、第十九号様式によらなければならぬ。

第二十二條 他の都道府県に居住する施術者が本県内に滞在して業務を行おうとするときは、規則第二十四條の三に規定する事項の外、次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

- 一 施術者の本籍及び在年月日
- 二 業務を行う建物の敷地の面積及び平面図
- 三 業務を行う建物の敷地周囲の見取図
- 四 業務を行う建物の構造概要及び平面図（各室の用途及び面積を記し、施術室の寝台、椅子、卓子及び消毒器具等の位置を明示すること）
- 五 施術室の採光並びに換気面積及び採光並びに換気装置の概要
- 六 消毒設備の概要
- 七 広告を行おうとするときは広告文の原稿
- 八 免許証の寫

01094

- 2 他の都道府県に居住する医業類似行為者が、本県内に滞在して業務を行おうとするときは、規則第二十四條の三及び前項に規定する事項（免許証の寫を除く）の外、更に第十七條第二項各号に掲げる事項を届け出なければならぬ。
- 3 第一項及び前項の規定による届け出は、第二十号様式によらなければならぬ。

第二十三條 施術所には第二十一号様式による施術簿を備え、施術の都度所要の事項を記載しなければならぬ。

2 前項の施術簿は、五年間これを保存しなければならぬ。

(第一号様式)

師 免 許 申 請 書	
本 籍	氏 名
住 所	生 年 月 日
晴 盲 の 別	氏 名
師免許を受けたく関係書類を添えて申請する。	
年 月 日	右 氏 名 殿
鳥取県知事 殿	

(第二号様式) 表面

同一都道府県内で住所を変更したときは、十日以内、他の都道府県に住所を変更したときは、十日以内、後、都道府県知事に届け出ること。住所の変更したときは、一ヶ月以内、都道府県知事に届け出、免許証の書換を受けること。

住所を移動し、又は失つたときは、一ヶ月以内に、住所の都道府県知事に再交付を申請すること。再交付を申請した後は、失つた免許証を発見したときは、五日以内に住所の都道府県知事に提出すること。

免許の取消を受けようとするときは、二十日以内に住所の都道府県知事に免許証を返納すること。返納者が失せようの宣告を受け、又は死亡したときは、届出義務者は一ヶ月以内に住所の都道府県知事に免許証を返納すること。

あん摩師(はり師、きゆう師、柔道整復師)免許証

第 号 本籍 男(女) 氏 生年月日

右の者にあん扶師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法によりあん摩師(はり師、きゆう師、柔道整復師)免許を与える。

鳥取県知事 氏 名 印

裏面

寫 眞

印

考 備

(第三号様式)

あん摩師(はり師、きゆう師、柔道整復師)

住所 氏 名

(第四号様式)

本籍氏名変更届

旧本籍 新本籍

住所 晴盲の別 旧氏名 新氏名

生年月日

右のとおり本籍氏名を変更したので、免許証を書換交付して下されたく関係書類を添えてお届けする。

鳥取県知事 殿 右 氏 名 印

(第五号様式)

師免許証再交付申請書

本籍 住所 晴盲の別 氏 名

生年月日

一、亡失(き損)免許証の種類、番号、交付年月日及び交付都道府県

師免許証 第 号 年月日交付 都道府県

師免許証 第 号 年月日交付 都道府県

一、亡失(き損)の理由

右のとおり免許証を亡失(き損)したので、再交付を受けたく関係書類を添えて申請する。

鳥取県知事 殿 右 氏 名 印

(第六号様式)

師免許証返納届

住所籍 氏 生年月日名

一、免許証を返納しようとする理由
右の理由により免許の取消を受けたため免許証を添えてお届けする。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 印

(第七号様式)

師免許証返納届

住所籍 氏 生年月日名

一、免許証を返納しようとする理由
右の理由により免許証を添えてお届けする。

年 月 日

届出義務者
住所 氏 名 印
本人との続柄 殿

鳥取県知事 殿 氏 名 印

(第八号様式)

師住所変更届

前住所 晴盲の別 氏 生年月日名
現住所 氏 生年月日名

一、変更年月日
右のとおり住所を変更したのでお届けする。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 印

(第九号様式)

師外地移住届

住所籍 氏 生年月日名

一、移住予定地
一、移住予定年月日
一、移住しようとする理由
右のとおり移住するのでお届けする。

年 月 日

鳥取県知事 殿 氏 名 印

(第十号様式)

表面

寫真

第 号

職 氏 名

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十條の規定による臨検々査票

鳥 取 県 印

裏面

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法 抜すい、

第十條

第二項(省略)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法 施行規則抜すい、

第二十五條(省略)

第二十六條(省略)

(第十一号様式)

学科試験受験科目免除願

本籍 氏名 生年月日
住所 氏名 生年月日

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたいので
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行
規則第十九條により学科試験科目中共通なものにつ
いて、その一方の試験を免除されたくお願いする。

年 月 日
右 氏名 〇

鳥取県知事 殿 氏名 〇

(第十二号様式)

合格科目受験免除願

本籍 氏名 生年月日
住所 氏名 生年月日

昭和何年何都道府県に於けるはり師試験(きゆう師
試験)に合格しているが、(あん摩試験又はきゆう
師試験)を受けたいので、あん摩師、はり師、きゆ
う師及び柔道整復師法施行規則第二十條により、受
験済科目の試験を免除されたくはり師試験(きゆう
師試験)合格証書寫を添えてお願いする。

年 月 日
右 氏名 〇

鳥取県知事 殿 氏名 〇

(第十三号様式)

師試験合格証書

第 号 氏名 生年月日

右は昭和 年 月鳥取県において施行した
試験に合格したことを証する。

年 月 日
鳥取県知事 氏名 〇

(第十四号様式)

師合格証明書交付願

本籍 氏名 生年月日
住所 氏名 生年月日

一、亡失(き損)合格証書番号
一、亡失(き損)合格証書交付年月日
一、亡失(き損)の理由

右のとおり合格証書を亡失(き損)したので合格証
明書の交付をお願いする。

年 月 日
右 氏名 〇

鳥取県知事 殿 氏名 〇

(第十五号様式)

施術所開設届

一、開設者	住所 氏名 生年月日
二、開設の年月日	氏名
三、名称	氏名 免許種別
四、開設の場所	
五、法第一條に規定する業務の種類	
六、業務に従事する施術者の氏名及び免許種別	
七、敷地の面積及び平面図	
八、敷地の周囲の見取図	
九、建物の構造概要及び平面図	
十、施術室の採光並びに換気面積及び採光並びに換気装置の概要	
十一、消毒設備の概要	
十二、(医業類似行為者は、更に次の事項を記載) 医業類似行為の名称及び種別	
十三、施術方法の概要	

<p>器具機械の名称、種別、型式、個数</p> <p>適応症及び禁忌症</p> <p>法第十九條第一項の規定による届出済であることを証する書類</p> <p>右のように施術所を開設したのでお届けする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 殿 氏 名 〇</p>		<p>右のよう</p>
<p>(第十六号様式)</p> <p>施術所開設届出事項変更届</p>		<p>一、開設者 住所 氏名 生年月日</p> <p>二、従前の届出事項の内容</p> <p>三、変更した届出事項の内容</p> <p>四、変更した理由</p> <p>五、変更年月日</p> <p>右のように施術所開設届出事項の一部を変更したのでお届けする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 殿 氏 名 〇</p>
<p>(第十七号様式)</p> <p>施術所 再廃止届</p>		<p>一、開設者 住所 氏名 生年月日</p> <p>二、名称</p> <p>三、開設の場所</p> <p>四、休止(廃止、再開)の年月日</p> <p>五、休止(廃止、再開)の理由</p> <p>右のように施術所を休止(廃止、再開)したのでお届けする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 殿 氏 名 〇</p>

<p>(第十八号様式)</p> <p>師業務開始届</p>		<p>一、本籍</p> <p>二、住所</p> <p>三、氏名及び生年月日</p> <p>四、業務開始年月日</p> <p>(医業類似行為者は、更に次の事項を記載)</p> <p>五、医業類似行為の名称並びに種別</p> <p>六、施術方法の概要</p> <p>七、器具機械の名称、種別、型式、個数</p> <p>八、適応症及び禁忌症</p> <p>九、法第十九條第一項の規定による届出済であることを証する書類</p> <p>右のように業務を開始したのでお届けする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 殿 氏 名 〇</p>
<p>(第十九号様式)</p> <p>師業務廃止届</p>		<p>一、本籍</p> <p>二、住所</p> <p>三、氏名及び生年月日</p> <p>四、業務休止(廃止、再開)の年月日</p> <p>五、業務休止(廃止、再開)の理由</p> <p>右のように業務を休止(廃止、再開)したのでお届けする。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 殿 氏 名 〇</p>
<p>(第二十号様式)</p> <p>出張営業届</p>		<p>一、本籍</p> <p>二、住所</p> <p>三、氏名及び生年月日</p>

00003

四、法第一條に規定する業務の種類
五、業務を行う場所
六、業務を行う期間
七、業務を行う建物の敷地の面積及び平面図
八、業務を行う建物の敷地周囲の見取図
九、業務概要及び平面図
十、施術室の採光並に換気面積及び採光並に換気装置の概要
十一、消毒設備の概要
十二、広告を行おうとするときは広告の原稿
十三、免許証の寫
十四、(医業類似行為者は、免許証の寫を除き更に次の事項を記載)
十五、医業類似行為の名称及び種別
十六、器具機械の名称、種別、型式、個数
十七、適応症及び禁忌症

十八、法第十九條第一項の規定による届け出済であることを証する書類
右のように出張営業を行うのでお届けする。
年 月 日
鳥取県知事 殿
右 氏 名
鳥取県知事 殿
(第二十一号様式)
施 術 簿
施術年月日
患者住所
氏 名
年 令
性 別
施術の概要

00004

告 示

◇鳥取縣告示第二百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第一項第四号の規定に基く区域を昭和二十六年七月一日次のように指定した。

昭和二十六年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

八頭郡 若桜町

気高郡 浜村町のうち、浜村、勝見

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び若桜町、浜村町役場に置いて縦覧に供する。

◇鳥取縣告示第二百八十五号

興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)第五條旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第七條公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第六條理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十二條へシ獸処理

場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第六條及び墓地埋葬等に関する法律(昭和二十二年法律第四十八号)第十八條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十六年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職 名	氏 名	番 号	交付年月日
鳥取県技術吏員	拓 樞	茂 四九	昭和二十六年五月一日
環境衛生監視員			
鳥取県事務吏員	坂 木 秀 男	五〇	"
鳥取県技術吏員	堀 田 收 穂	五一	"
"	米 谷 進	五二	"
"			
鳥取県事務吏員	西 尾 源 太 郎	五三	"

◇鳥取縣告示第二百八十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年七月三日

00005

鳥取県知事 西 尾 愛 治
本籍地 岩美郡津ノ井村字桂木二五八番地
現住所 〃 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日
登録番号 第一、五五二号
奥 田 静 枝
大正二年九月二十三日生

木籍地 鳥取市立川町三丁目三番地内第二
現住所 鳥取市本町一丁目一八鳥取県立中央病院寄宿舍内

登録年月日 昭和二十六年六月十五日
登録番号 第一、五五二号
藪 下 富 代
昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤碕町大字赤碕一、二八八番地
現住所 〃 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日
登録番号 第一、五五三号
渡 あさの

明治二十四年十二月二十四日生
鳥取県知事 西 尾 愛 治
助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。
昭和二十六年七月三日

前本籍地及
び前住所地 日野郡日光村大字富江一〇〇番地

現本籍地及
び現住所地 〃 二部村大字二部六四八番地ノ一

訂正
昭和二十六年二月三日婚姻により旧姓「吉田」を
「南葉」へ並びに本籍地住所変更により同年五月
三十一日名簿訂正方願い出により同年六月十五日

南 葉 美 恵 子
大正十四年五月十三日生

前本籍地及
び前住所地 気高郡日置村早牛三一〇番地
現本籍地及
び現住所地 米子市河崎二七五五ノ一番地

00006

昭和二十四年十二月十五日婚姻により旧姓「森山」を「安田」へ並びに本籍地住所変更により昭和二十六年六月一日名簿訂正方願い出により同年六月十五日訂正

安 田 千 鳥
昭和二年三月十五日生

前住所 鳥取市掛出町一四鳥取赤十字病院寄宿舍内

現住所 日野郡根雨町大字根雨七三〇日野病院寄宿舍内

昭和二十六年四月二日住所変更により同年六月五日名簿訂正方願い出により同年六月十五日訂正
若 林 郁 子
昭和四年三月十八日生

鳥取縣告示第二百八十八号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍 米子市灘町二丁目二六番地

住所 〃 本籍地

昭和二十六年六月十日岡山県へ転出により同年同月十日名簿取消方願い出たので同年六月十五日取消

加 田 好 子
大正十四年四月十六日生

本籍 日野郡米沢村大字美用一、三二二番地

住所 鳥取市掛出町一四鳥取赤十字病院寄宿舍内

昭和二十六年六月十一日大阪府へ転出により同年同月十一日名簿取消方願い出たので同年同月十五日取消
川 上 蘭 子
昭和二年四月三十日生

鳥取縣告示第二百九十号

造林臨時措置法施行細行(昭和十五年十二月鳥取県規則第九十三号)第三條に規定する区域及び期日は次の通りとする。

